

平成30年10月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 平成30年10月15日(火) 午前9時30分
役場3階 会議室5
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 下田委員 松尾委員 堤委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 千布生涯学習課長 石橋主任指導主事
谷崎学校教育課課長補佐 梅木指導主事 川畑庶務係長
丸田学校教育係長 原学校教育係長 永尾学校給食係長
大川内主任
- 4 前回議事録の承認
9月定例教育委員会の会議録 【原案どおり承認】
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に付した議案
付議第29号 準用保護の認定について
付議第30号 白石町立学校に係る「部活動の基本方針」について
付議第31号 学校統合再編について
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 付議第29号から付議第31号すべて議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 なし

1 開 会 9:28

吉岡課長

2 前回議事録の承認 9:28

9月定例教育委員会の会議録を資料により説明

委員全員承認

3 教育長の報告 9:29

10月も半ばになりました。稲刈りも進んでおりまして、一段と秋めいてきているところでございます。学校訪問に引き続きですけど、本日もよろしくお願ひします。実は、昨日の午後から佐賀市の文化会館大ホールで、来年度予定されております、全国高等学校総合文化祭のプレ大会の開会式がありました。300人のスタッフ、全部高校生ですけど。挨拶等を含めたいわゆる式典、それから80人の合唱。それから、佐賀北高の吹奏楽部をオーケストラ席に設定して、佐賀東高の演劇部を中心に、県下から選ばれた演劇の生徒たちが、「蒼天のつばさ」という劇をしてくれました。本当に見事でした。思わず涙が出ました。他の方も恐らくそうです。進行のアナウンサーも、それから、生徒の実行委員長の話も含めて、本当に素晴らしいものでした。来年度7月の末からの本番が楽しみです。全国から2万人、応援者を含めて10万人の来佐という予定です。素晴らしいものでした。

(前回以降の主な動向)

9/28 下水道課 小野 健 氏、広島県三原市への災害支援派遣出発式

岡山県の真備町の被害については、ニュース等でもかなり流れて、その被害の大変さについては、随分周知がなされました。実は、広島の三原市あたりもかなりひどかったようです。なかなか、農業関係、建設関係の施設設備の復旧が難しいということで、より専門的な方の応援を求む。ということで、再三、白石町にも依頼があつてのことだということで、3か月間頑張ってくださいようです。

10/ 2 杵島武雄地区中学校駅伝大会

恒例ですけど、いわゆる地区の中体連の駅伝大会が、福富マイランド公園でありました。今年度は、男女とも1位白石、2位有明ということで、11月9日、同じ場所での県大会に参加します。上位を目指せるのではないかと下馬評も上がっております。

10/ 3 白石中吹奏楽部九州マーチングコンテスト出場に係る激励会

白石中の吹奏楽部が鹿児島の方であった、九州マーチングコンテストに出ました。10月13日に終了して、今朝確認しておりましたが、どうやら

銀賞だったという結果が届いています。

10/10 園長会

直接教育委員会と関係ありませんが、園長会に出向きまして、現在、小中学校が全校で取り組んでおりますコミュニティ・スクール。その共通目標の「あいさつ」と「おてつだい」について、現在のアンケートの実態をお知らせして、是非、幼稚園、保育園でも保護者向けに機会をとらえて、啓発をお願いしますということで、お話をしてまいりました。やはり、こういうことは、「つ」の付くうちにということで、昔からありますが、「9つ」まで、「つ」の付くうちに、理屈が動き出してからは、なかなか身につくものではない。というようなことで、社会性の基礎の基礎としての「あいさつ」、それから、自己肯定感を高める手段としての「おてつだい」という風な事で、これが「出来る」という回答が5割を超したら、確実に白石町は変わってくるのではないのでしょうか。というようなことで、お願いをしてきたところです。

10/10 有明地域3小学校合同ふれあい交流会

午後からですが、有明地域の3小学校の合同ふれあい交流会が有明東小学校のグラウンドでありました。ご存知のように、8か村の陸上競技大会からずーっと続いてきました、白石町教育研究会の陸上競技大会が、今年度から無くなりました。リレーメンバー等を組めないという学校等も出てきておりました。それで、今年度は、白石地域と有明地域の2地域に分かれての交流会ということでしたけど、有明の方では、5、6年生の60mの徒歩と学校対抗の綱引き、玉入れ、保護者等も平日でしたけど、結構応援に来られて、賑わいを見せておりました。いずれ、中学校で一緒になりますけど、そういう意味での交流という視点では、非常に工夫ある取り組みをしていただいているなということを感じたところです。

(杵西・藤津地区教育長会より)

10月9日に教育長会がございましたので、その関係の資料について、説明いたします。

- ・平成30年度 児童生徒の活用力向上研究指定事業 公開授業一覧

先日、北明小学校の訪問の後、既にありましたけど、10月12日です。この後、24日の六角小学校、それから、11月22日須古小学校、11月27日白石中学校ということで、実施がなされます。教科等については、資料をご参照ください。

- ・平成30年度学力向上フォーラムについて

今年度の佐賀県の学力向上フォーラムですが、今回12月2日の日曜日に県内2カ所で実施になります。一つが、千代田のはんぎーホールです。もう一

つが、私ども関係ですけど、12月2日、この日はいつも「白石町の教育の明日を考える集会」というようなことで、実施をしておりましたけれども今回それと併せて、しかも、大町、江北、白石、いわゆる杵島郡3町合同の会ということで計画を進めております。今回は、PTA、家庭教育等を中心に、杵島郡PTA連合会から、いろいろ問題提起等をしていただいて、講演に家庭教育プロデューサーの酒井勇介氏をお招きしてということで、準備を進めております。それぞれ、3町の指導主事等連携協力して、計画をこれまで進めていただいております。また、これもよろしく願いしておきたいと思っております。

- ・第3日曜日の休養日実施率

第3日曜日の部活休みについて、実施状況がどうかということで、毎月出てますが、今回の分を出してあります。だいたい、県下一部の特例を除いて、ほぼ100%休みということで、実施していただいているようです。大会等で、出来なかったというところがいくつかございますけど。

- ・平成30年度 佐賀県教育センター研究調査事業「プロジェクト研究」に関わる公開授業予定一覧

教育センターが実施しております研究調査事業、いわゆる「プロジェクト研究」で、これに関わる公開授業の予定です。本町関係は、中学校数学、11月15日木曜日、福富中学校の菰田、猿本、両教諭による「文字の式」、「式の計算」というところです。ただ現在、外部の申込者が1人ということですので、ちょっと参加については、もう少し努力が必要かなというところです。

- ・平成30年度中1TT非常勤講師配置事業に係る意識調査（全配置校）

平成30年度基礎学力向上のためのTT非常勤講師配置事業を実施しての自己評価（小学校・中学校）

中1TT非常勤、それから基礎学力向上のためのTT非常勤の取組についての、指導者と生徒のアンケート調査です。全てを細かく申し上げる時間はありませんが、例えば、資料に中1TT非常勤講師の先生方のアンケートで、「生徒をほめる機会が増えた」というのがございます。資料の棒グラフがその割合ですけど、「とてもあてはまる」というのが34%、これが、同じ項目で、今度は生徒側から、「先生からほめられることが多くなった」という項目を見ても、15%ほどです。ですから、指導者側と指導を受ける生徒の間には、これだけの格差があるということですね。半分以下ですね。先生は、ほめる機会が増えたと思っていられるが、生徒は全然その認識を持っていない。ということは、そういった行為が子ども達に伝わってない。何故か。場面なのか、使われる言葉なのか表情なのか。色々要因があると思っておりますけど、そこら辺について、もう少し深い振り返りが必要ですね。これについて

は、同じことが基礎学力のTTについても言えるようです。典型的な項目だけを取り出して申しましたけど、こういうデータ等をしっかり指導方法改善に生かしていただければと思うところです。

- ・平成30年度「科学の甲子園ジュニア」佐賀県代表選考会結果

既に終了しております、結果は、入賞等という形では出ておりませんが、「科学の甲子園ジュニア」9月22日に致遠館の方で実施されておりますけど、本町からは、白石中学校が3チーム出場してくれております。なかなか、部活動等の合間をぬってのほとんど放課後の指導になりますけど、本当に先生方には感謝します。こういうジャンルに積極的に参加する機会を作っていただいたことに、私としては、非常にうれしく思っているところです。

- ・平成31年度使用小学校・特別支援学校小学部教科用図書（道徳以外）採択結果

平成31年度以降使用中学校・特別支援学校中学部教科用図書（道徳）採択結果

臨時の教育委員会の開催等でもお願いをいたしました、教科書採択についての県下の状況です。特別支援学校等も含めて、採択がどういう業者に決まったかということで、一覧として挙げてありますので参考資料としてお示しいたします。教科によっては、県下全て同じ出版会社というところもありますけど、それぞれ、ばらけているところも教科によってはあるようです。

- ・平成30年度佐賀県いじめ防止対策研修会実施要項

佐賀県のいじめ防止対策研修会。これが、本町関係では、11月6日火曜日、午後から嬉野市の中央公民館で開催されます。現在のところ、早期発見、早期対応ということで、本当にアンテナ高くして、細かい事例も積極的に関わって、問題なくこれまで経過しておりますけど、このことについては、やっぱりいつも高い意識を持っていないと、いじめが無くなるということは、まずありえないと思います。研修をしっかり積んでいただければと思っているところです。

- ・平成30年度不登校対策に係る訪問で見い出された不登校の主な要因と「望ましい体制」、「紹介したい事例」

平成30年度生徒指導に係る訪問で見い出された不登校の主な要因と「問題行動を引き起こす児童生徒の要因・背景」「効果ある取組」

平成30年度スクールサポーターと生徒指導支援員との連絡協議会

不登校、あるいは問題行動等、色々問題を抱える学校への訪問をなされての聞き取り調査の結果が示されております。スクールサポーターと生徒指導支援員との連絡協議会含めて資料を付けております。これも、詳細を述べる時間はありませんが、例えば、不登校について、本町についてもしっかり関わ

り合いを切らさないで、粘り強く関わらなければならないケースをたくさん抱えているわけです。例えば資料に不登校の主な要因というものが上がっておりますが、確かに色々な要因が複雑に絡んでおりまして、これだから、「～だから、～ですよ」ということは、言えないわけですが、一つ、家庭に関わる要因でも色々上がっております。兄弟みんな不登校になっているとか、婚姻に関わるトラブル、あるいは父母の別居、あるいは夫婦喧嘩、それから祖父母との子育ての見解の相違、母子分離不安等々、また、本人に関わる要因もございますが、やはり、もちろん学校としてもいじめ等、この不登校に大きく関わるような要因もないことはないですけれども、やっぱり家庭についても、子どもにとっては大きな要因になっているのだなということを本当に思います。コミュニティの取組もそのところを少しでも意識して、やはり子ども達にとって家庭は心の基地として、絶対に必要だという思いを持っております。ずっとこれまで、家庭生活をより良くということで、私達が無意識に、あるいは意識して、考えてきたものの中に、例えば、今ほとんど言われませんが、「大学」の中に「修身齐家治国平天下」というものがあります。これが、「修身」1人1人の身を修めること。そのことが、「齐家」家庭生活が円満になり、そのことで、「治国」国が治まります。そのことで、「平天下」天下泰平がもたされます。という、この考え方が、「大学」の中にありますけど、ずっと江戸の昔からその考えで来ていたかと思えます。しかし、何かこういうのが少し、どこかに行ってしまうのではないかなと思えます。今の時代でも古くないと思えます。かの福沢諭吉も、「一身独立して一国独立す」ということを盛んに言ってますけど、これなんかも全く古くない言葉です。やはり、前回のこの会でも4か国のアンケート調査の結果を示しましたが、もう少し、家庭の中の人間関係、あるいは親子の関係についても、少し意識をして関わっていただくということが必要かなと思えます。かといって、家庭というプライベート空間に行政がずかずか入るとするのは、これまた、いかがなものかという声がありますけど、ただ、この声が今まであまりにも強すぎて、ほとんどノータッチというような現状があるように思います。例えば、基本法の第10条でも「親は、子どもの養育に第一義的責任を負います」ということを盛り込んでから10年ですけど、盛り込んだだけで、大きな動きはあっておりません。その間、教育についてやられたことは、「学校教育の改革」ばかりでした。そういったことも、やはりしっかり考えて行かなくてはならない、時期に来ているのではないかなということも、こういうものを見るにつけ思うところです。それから、スクールサポーターと生徒指導支援員との連絡協議会というところです。資料にアンダーラインがありますけど、「学校で暴力行為等が発生した時は、児相へ学校から直接連絡できます

よ。」ということも十分知っておいてくださいということです。学校等でケース会議を開くときは、是非児童相談所からも来て頂くような手立てを考えていただきたい。中学1年時から早めに、併せて担当1人よりもチームでということです。どれも常識的なことですが、幸い本町は、問題行動は全く報告受けておりませんが、実は県下が全てそうかというのと、なかなか、苦労しておられるところも現実にある訳です。

- ・交通事故発生（加害等）状況調べ

いつものように、教職員の加害事故の状況です。9月は、小学校6件、中学校5件の11件。ですが、これに含まれてない臨任の方が実はいらっしゃって、臨任も含めたら15件です。すべて20代です。若い方の事故が、前回もその前も申したと思いますけど、増えている状況です。

- ・平成31年度佐賀県公立学校教員採用選考試験の結果について

今年度の教員の公立学校教員の採用選考試験の結果を示したプレスリリースの資料を添付しています。今年度、校種併せて373名ということです。それぞれの中学校の教科ごと、高校の教科ごとと特別支援、それから、特別選考。「特別選考とは何だろう。」と思われるかもしれませんが、詳細は要綱等参照してもらいたいのですが、例えば、英語特定資格所有者特別選考がありますけど、ここが、英検の1級程度、それからTOEICの860点以上。なかなか、ピンときませんが普通800点以上というところかなりのところですね。そういった方達で、特に教職員を希望される方は、特別にということです。こういう方は、英会話の試験もまた別に流暢なに日常会話が出来るとか、そういうものも設定されているようです。以上報告を終わります。

4 付議事項の協議 9:56～

付議第29号

準用保護の認定について

北村教育長：これは秘密会議で実施させていただきます。

大川内主任：資料に沿って詳細説明。（1件）

厳正なる審査の結果認定。

委員全員承認（付議第29号）

付議第30号

白石町立学校に係る「部活動の基本方針」について

梅木指導主事：資料に沿って説明。

前回の教育委員会の方では、佐賀県の「運動部活動の在り方に関する

る方針」が策定されたことをお伝えしておりました。その中でも、今後のスケジュールについて、お話をさせていただきましたが、11月1日付けで、各市町における部活動の基本方針を策定することとなっております。それに合わせまして、白石町立学校に係る「部活動の基本方針」を現在作成しているところです。資料の番号2番目、体制の整備についてということで、(1)各学校における「部活動方針」の策定についてあげております。各学校は策定したものをホームページ等により公表する。情報を発信するということです。また、顧問においては、年間の活動計画や毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。また、生徒及び保護者に対して、「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。ということ部活動方針の策定という風な形であげております。(2)になりますが、また、部活動を運営するにあたって、イ、教育委員会におきましても「必要に応じて、部活動の指導員・外部指導者を学校に設置するように努める。」また、そうした指導者に対しては、研修を受講させる等する。ということ定めております。3番目、「合理的で効果的な活動の推進について」ということで、大きく4つあげております。(1)には、「生徒自らが考え、計画していく(ボトムアップ理論)」の推奨、(2)には、「生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶」の徹底、(3)で、「短時間で効果が得られる活動の実施」の推奨、そして、(4)は、「スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどを保護者にも理解と協力を得るように努める」ということをあげております。4番目に実際の運用に関わる休養日等の設定について、取り上げております。ア「休養日」についてです。「週当たり2日以上休養日を設ける。」2日間の休養日を設けることをあげております。この2日間については、毎週月曜日又は水曜日、土曜日又は日曜日の週末を少なくとも1日以上休養日を設定しております。(ア)の月曜日又は水曜日というのは、各学校における定時退勤日に合わせております。現在、今年度は中学校で月曜日、水曜日のそれぞれの取組がありますので、今回の規定では、どちらかというのではなく、学校に応じてということで取り上げております。また、(ウ)のところでは、「部として目標とする重要な大会等」の直前の時期に応じては、週2日の休みではなく、前後4週間で計8日間というのを取れるようにするというのを前提に休養日を1日とすることについても認めております。子ども達と学校側として、目標とする大会に応じてですが、全部で

8日間取ることを前提として、(ウ)の項目を設定しております。(エ)の項目では、町における共通の「部活動休養日」として、5項目上げております。1つ目が毎月第3日曜日。これは、佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」となります。2番目には、町教育委員会及び学校が定める定時退勤日について。3番目として、「学校完全休養日」、4番目に定期テスト等の、そして、最後にこれ以外に年末年始等、年間で10日程度学校が設定する休みを設けるようにしております。イの項目では、活動時間等上げておりますが、平日は長くとも2時間、長期休業中及び週末、土日は長くとも3時間程度という風な形で時間の設定をしております。また、(3)になりますが、参加する大会等についてももしっかり見直しを行い、休養日が設定できるようにしております。2日間にわたる大会への参加等が連続週にならないということや、県大会規模の大きな大会についても精査をしながら、年4回程度を位置づけるという風な形であげているところです。主な内容については以上ですが、このような内容で白石町立学校に係る「部活動の基本方針」として、提案をさせていただきます。

北村教育長：「部活動の基本方針」について、説明をしていただきました。これは、前回申しましたように、県の指導方針を基に町の教育委員会で、検討協議しお諮りしているものです。これを今月の校長会でお示しして、町としては、11月1日ということで、正式に公布する。各学校は、これを受けて来年の1月にそれぞれの学校の「基本方針」を策定するということで進んでおります。それぞれ、主なところを担当から説明しましたが、何かこれについて、ご質問とかご確認とかございますでしょうか。

稲佐委員：立派な「部活動の基本方針」が出されたと思います。何と言ってもこれをキチッと周知徹底して守っていくと言いましょか、これをキチットしていくことが、大きな成果を上げると思いますが、ややもすると「明日大会があるから」とか、そういうことになって、「いいだろう」となってしまいますので、それでまたズルズルと崩れていってしまう可能性がありますので、やはりトップに立つ方が、いわゆる学校長あたりに、いちいち提出することは必要だと思います。それをやはりきちんと見届けると言いましょか、あるいは、チェック、チェックと言ったらおかしいですが、確認をする。といったようなことをしていかないと、例えば、連休等にもやって、振替等をするというようなことは、なかなか、「よかよか、もう振り替えな

どしないでしなさい。」などとなりかねない所もありますから。ですから、実際、実務上の上でのキチッとした確認等をきちんととっていただくことが大切だろうと思います。方針は方針で決まったけど、結局ないがしろになってしまっているということになったら何にもなりませんから、その辺を重々伝えて欲しいなと思います。

松尾委員：私も同じような話ですけど、この中で、活動実績が校長先生へというところがございますけれども、校長先生の裁量で、「まあいいや」という風にならないような、何か仕組みがあればなという風に、例えば町の教育委員会に報告するなり、そういうのがあった方がいいのかなとは思いますが。その辺どうでしょうか。

梅木指導主事：実績報告書ですね。作成して校長先生へ上げる。そして、教育委員会へ上げていくという風な形のシステムを取ってくださいますというようにも言われておりますので、各活動の計画、そしてその活動の実践という形で、見とれるような形をですね。

松尾委員：ここの中には、そういう文章がなかったような気がするのですが。

梅木指導主事：そうですね。校長に上げるところまではあげているのですが、教育委員会までというところは、取り上げてはいないのですが、報告書の例を作って、必ず各学校に残っていくようには。

北村教育長：今、松尾委員さんから出された内容は、重要なことだと思います。部活動が、これはその校長の公務掌理権の範中です。もう一つ、その公務掌理権というのが、適切に運用されているのかというのは、教育委員会の管理監督です。そこの分野になりますので、ちょっとこれとは別のところで定めるということになります。当然、どういう風に運用されているかの確認は、教育委員会の責任としてしなくてはならないことだと思います。いずれにしても、今回色々書いていますが、重要なところは、この部活動が学校教育の一環としてということと、教育課程と関連を持つということです。この2つがこれまで抜け落ちていましたので、もう完全に部活顧問任せ、あるいは、非常に熱心な保護者が、ちょっと暴走される。一例をあげますと、例えば、保護者の方が県外の対外試合の日程をもうすでに決めておられるとか、顧問はそれに抗議しきれないというような現状もあって、やはり、部活動で指導した、その子ども達への成果が学校としての目指す生徒像にもしっかりと反しなくてはならないと思います。部活は部活、教科指導は教科指導ではない。学校の教育の一環としてやっていることだということを、やはり今回しっかりと認識してもらわないといけませんし、健康についても休養を挟む

ということは、医学的にもしっかりと裏打ちされてますので、そういったこともしっかりと理解していただいて、より適切な運用を図ってもらいようにしなければと思っています。

下田委員：今、教育長の方から一部の保護者がというお話がありましたが、たいがいの保護者が一所懸命で、仕事にも支障がある。「子どもの送り迎えをしないといけないので、土日、祭日は出勤できません。」とか、もうやむを得ない場合は、「パートに転換させて欲しい。」とか、そういう風にして、保護者も努力して頑張っていますが、どうも見ていて、今の中学校の部活があまりにも保護者への負担が大きすぎないかなと思います。保護者の負担も軽減しなければいけないのではないかなと思って見えています。そういうところも含めたうえで、ご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

北村教育長：ありがとうございます。確かに乗り合わせで、部活によっては保護者会での引率輪番とか、輪番表とかそういうのも現実あるようで、そのことで非常に時間が拘束されるという現実が確かにあったと思います。

堤 委員：現場を色々見る機会も多いですが、部活の在り方を見ていて、顧問の方が活動計画を出すというような形になっていると思います。おそらく、大きな大会とかは、そんなに年間計画の中でずれてくるとはほとんどないと思いますけど、例えば、週末の遠方の練習試合とかというのが、わりかしこの年間計画をかなり狂わせてくる原因になってくると思います。やはり、うちは陸上なのであまりそういうことはありませんが、他の球技系のところとかを見ていると結構そういうのが多くて、今言われたように保護者さんもかなり大変なようなので、その週末の対外の練習試合のようなものの在り方というのを見直さないと、なかなか、年間計画と実績報告というその辺りにズレを生じさせる原因になってくるというのは、そこの練習試合のところではないかと思いますが、その辺の在り方も含めて現場の方で、考えて頂ければなと思います。

北村教育長：今回は、文科省含め国から動いていますので、これまで大きな大会を運営してきた各種団体、こういったところとの協議等も並行して進んでいると思います。やはり、その辺の理解がないと「今までやってきて、なんで急になのか。」ということで、またそこで齟齬が発生したりすると思います。

委員全員承認（付議第30号）

付議第31号

学校統合再編について

谷崎課長補佐：資料により説明。

9月の教育委員会でも説明をさせていただきましたが、今後は、学校統合再編につきまして、具体的な方策についての検討を進めていくということで、今年度内に検討委員会の方を設置するというようなことで、現在事務を進めているところでございます。本日は、白石町の12月議会の方に教育委員会の条例（案）ということで、提案をさせていただきたいということで準備を進めておりますので、一応、条例（案）を本日は提案させていただきます、委員の皆様方に内容を確認していただいて、ご意見をいただいて、最終的に白石町の例規審査委員会の方に提案をしていきたいという風に思っております。まず、9月の教育委員会の時に委員の皆様方に意見をいただいておりますので、まず、もう一度再確認と言いますかさせていただきますと思います。委員の皆さんから意見をいただいております内容につきましては、まず人数ですね。人数につきましては、「15名から20名程度がいいのではないか。」という意見をいただいております。次に充て職ですね、「充て職ではなくて、継続して入っていただける方。」ということでご意見いただいております。そして、「熱意がある方。」を是非入れて欲しいという意見をいただいております。そして、各地域、3地域、「白石、有明、福富、3地域からバランスよく選出をして欲しい。」という風なご意見をいただきました。そして、任期につきましては、答申が出るまでと、「教育委員会から諮問をいたしまして、答申が出るまでという任期がいいのではないか。」という意見をいただきました。そして、あとは保護者、委員の選出区分と言いますか、「保護者を入れる場合は、義務教育中の子どもがいることは、限定はしない方がいいのではないか。」と長いスパンで考えますと、義務教育中の方であれば、卒業してしまうとか、そういうことで「未就学児の保護者さんとか、そういうところまで含めて考えた方がいいのではないか。」という風なご意見をいただいております。そういった教育委員さん方のご意見を踏まえて、本日提案をさせていただきます。ポイント、ポイントは、読み上げながら説明していきたいと思いますが、まず、第1条委員会設置でございます。第1条、児童生徒数の減少に伴い、白石町立学校の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、白石町学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。第2条でございます、所掌事務でございますが、委員会は、教育委員会の諮問に応じ、白石町立学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について調査及び審議を行う。ということで、規定しております。そして、次

の組織でございます。ここは、本日の資料に太文字で記載してありますのは、本日のあくまで参考ということで記載しております。実際の条例案の方には、実際は明記いたしませんのでよろしくお願いたします。読み上げますと第4条、組織でございますが、委員会は、委員20人以内で組織し、次の掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。と(1) 町議会議員で1名から2名ということで考えております。(2)で、学校運営協議会が推薦する者で11名、これは、各地区からという意味でございます。で、11名ということで、事務局としては思っております。そして、(3)が小中学校長で2名。(4)一般公募者で3名。各地域から、白石、有明。福富から1名ずつではいかがでしょうかということで、提案させていただいております。最後に(5)ですけど、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者ということで、1名から3名。ということで、(1)と(5)以外で16名、そして、(1)と(5)で4名。この中で、4名ですね。合計で20名というようなことで、そういう内訳で本日は、提案をさせていただいております。次に第4条、委員の任期でございますが、委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとし、補欠の期間は残任期間とし、ただし、前条第1号と第3号、「町議会議員」と「小中学校長」の委員が職を離れたときは、委員の職を失うものとする。と一応委員の皆様から意見をご意見いただいておりますが充て職ではない方というご意見でしたけれども、事務局といたしましては、この1号と3号、議会議員と小中学校長につきましては、現職の方で、ここは充て職の方で、本日は提案をさせていただいております。ですから、町議会議員の選挙とかで交代があった場合は、変わっていただくと、そして、小中学校校長さんが、こういった選出をされるかは分かりませんが、校長会から選んでいただくとか、また検討が必要ですけど、校長先生が変わられた時は、新しい方に、「退職をされる」とか「移動される」とかいう場合は、交替ということで、議会議員と小中学校長については、ちょっと現職の方で、充て職でということで、現場の声、そして、現場に伝えていただくと、議会も同じようなイメージです。充て職で、ちょっと考えております。あと、第5条から第9条につきましてはですね、ここは一般的な規定の仕方でございます、お目通しをお願いできればと思っております。次に資料次項ですが、附則の方ですね、この検討委員会の委員の方を一応、非常勤特別職として位置づけをいたします。非常勤特別職として位置づけるための規定を定めております。附則の中でですね、一応、他に白石町の条例がございますので、「白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」とこの附則の方で一部改正を行っていきたいと思っております。「//」、「//」で資料の表の中では明記していませんけど、報酬につきましては1回

につき6, 000円という風な、他の通学区域の審議会とか学校運営協議会の委員さん方と同じ金額になっております。6, 000円ということで定めていきたいと思っております。あと、資料の「II」のところは、ここは、旅費関係とか出席費用弁償とかの関係の項目になってまいります。口頭で申し上げますと、一番左から「鉄道」これは乗車に要する運賃でございまして、次が「航空費」が実費とか、「船舶」船ですね、これも実費とか「車賃」1キロにつき37円になっております。そして、「日当」すみませんちょっと今日書いておりませんが、日当が1日につき2, 200円とか、あと「宿泊料」とかですね、「食卓料」、そして、「費用弁償」ということで、そういう旅費の関係を定めております。こういう条例の内容に、一応、本日は提案をさせていただきたいと思っております。資料の前頁に戻りまして、第3条で、付け加えさせていただきますけど、本日特にご意見を頂きたい部分が、この第3条「組織」の部分でございまして、まずは、この(2)ですね、「学校運営協議会が推薦する者」ということで、本日ご提案させていただいております。ここは、やはり各地区からバランスよくという意味と、それから充て職でない。ここは、事務局としては、この学校運営協議会の委員さんに限定する訳ではなくて、あくまでも学校運営協議会から推薦をお願いしたいと、各地区で、是非この方をお願いしたいというような検討をしていただきたいということですね。こう継続的に入っていただける方、そして、熱意のある方というようなことで、学校運営協議会に1回降ろしたいというような意味でございまして。検討していただいた結果、もちろん学校運営協議会の委員さんがなられる場合もあると思いますが、そこは、事前に会長さん、校長先生とも事前に打ち合わせをさせていただきながら、各学校運営協議会の考え方、まあ、その会合でちょっと、そういう話をさせていただきたいという風なお願いをしていきたいという風に思っております。そして、各学校運営協議会から1名ずつ選出をしていただくと、そして、次に(4)でございまして。「一般公募」の3名でございまして、ここはまあご意見いただきたいところは、まあ条件をちょっと付けるかどうかですね。まあ、お話の出ていました、やはり未就学児の子どもさんがいる方とか、例えばですね。まあ、ちょっと特に限定せずにですね、もう熱意がある方ということで公募をするのか、その辺は委員さん方、教育委員さん方のご意見をいただきたいところでございまして。そして、(5)につきましては、また今後ですね、まあ議会を何名、そして、(5)の教育委員会が必要とする方、必要と認める方が何名にするというところは、また教育委員さん方のご意見を今後頂きたいところでございまして。例えば、町議会議員を1名とするならば、(5)のところ、3名ですね。合わせて4名という人数を今のところ考えておるところです。町議会を2名にするならば、(5)のところは、

教育委員会が必要とする者については2名と、議会が2人ならこちらは2名ということで、まあ4名になるような形ですね、考えていければと思っております。今後のスケジュールにつきましては、本日、一応ご検討いただきまして、決定していただければ、その後、町の例規審査委員会の方に諮っていきます。そして、その後議会に提案、そして12月議会で議決という形になれば、その後にですね一般公募の募集、そして、学校運営協議会の方での検討をしていただくと、まあ今月の事務局からの提案通りでやらしていただけるといふことであれば、そういうスケジュールになってくるかと。そして、年度末に1回開催が出来るか、事務局としては、年度内に1回開催をしていきたいということで、今まで説明をしまいましたが、そういう風なスケジュールになってくることになってまいります。まあ、学校運営協議会の方がですね、大体年に3回開催を予定されておりますので、もう現時点で2回もうすでに終わられた学校とまだ2回目があつてない学校がございます。ですから、3回目がちょっと、大体2月ぐらいに予定されている学校が多いのではないかと、2月3月ですね。そこをちょっとまあ代表者会議などもございますので、その辺でもご意見などいただきながら進めてまいりたいと思っております。一応、来年度のこの委員会の開催、ここは、当初予算に関係してくる部分でございますが、委員会の開催は、10回程度と事務局としてはですね、現在考えております。まあ、この中には視察研修などを含めていきたい。そして、基本的には、平日の夜の開催を今のところ考えているところです。まあ、この辺もまた、委員さん方のご意見をいただきたいと思ひます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

北村教育長：条例の案を説明していただきました。12月の議会にお諮りをするというので、特に第3条の20名の組織の内訳ですけど、今日お示ししている数字はあくまでも事務局案ということで、条例には人数は出さないということです。ということで、特に(2)「学校運営協議会が推薦する者」運営協議会からではなくて、でもいいのですが、選出を協議会に委ねるといふことです。それから保護者あたりの未就学児がいらっしゃる方という、そういう条件を付けるかどうか。それから、町議会議員と教育委員会が必要と認める者。この人数の関係とか等々について、ご意見等いただければと思ひます。

堤 委員：2番目の学校運営協議会が推薦する、各エリア、エリアの校区ごとの事情をある程度精通されている方という、その中で特に子どものこと、現状の学校の児童の状況とか把握されて、なおかつ地域のことも把握されているというイメージだと思いますが、校区の代表といふとその校区の中の例えば、子どものことはよくわからないけど郷土愛に溢れた方とか、そういった方が入ってこられたりとかあ

ると思いますので、少し何か目安というか何をイメージしているかというか、先ほど話したような子ども達のこと、現状の児童数がどんと減りだしたのもここ7、8年くらいのことなので、非常にものすごく減ってきたのが。その辺のことも把握されていて、なおかつ地域の事情もよくわかっているというような、少しイメージを運営協議会の方にお示ししたうえで選んでもらうというような風にした方がいいのではと思いますけど。私のイメージとしては、例えば歴代のPTA会長されていて、やはりそういったことで少し苦労されてたことをよくご存じの方とか、そういうイメージでなんすけど、例えば、ここにどうゆう方が推薦されて来られるかというのを、まちまちになってくると、あまり子ども達のごことは全然わからんけどというような方が推薦であがってくるというものはないとは言えないので、少し何か目安をお示ししていたらいいのかなと思います。

吉岡課長：一つ考えているのが、お一人の方が全体を網羅できるというのが一つなんです、一応3地区にPTAの会長の経験が、まあそちらの方の分野の方、それから自治会等の分野の方と、少しく分野の方をお示ししようかなと。

堤 委員：それは、この運営協議会の中で分けて？

吉岡課長：はい。白石なら白石が5校。5人枠になりますよね。5人枠の中で2人くらいがPTAの経験があるという方、自治会があるという方、学識経験がある方、そういうのをちょっとこうお示しをした方がいいのかなあと。ただ、委員さんが言われたのも参考にさせていただきますけど。なるほどなあとと思いますけど、なんかこう名簿があがってきてしまったら区長さんばかりだったとか、区長会長ばかりだったとかいうのは。

堤 委員：それも有り得るので、そうなるちょっと子どもさんの事情に詳しいとは言えない面がかなり出てくると思います。

松尾委員：違う話かも知れませんが、この協議は数年にわたって行う訳ですよ。この2番の分で、11名ということは中学校まで入った人数だと思いますが、数年にわたるということを考えていけば、別に中学校まで要らないのかなと。

堤 委員：私もちょっとそれは。

松尾委員：結局、福富だったらもう福富のことしか考えないですけど、白石とか有明だったら、そこの、自分の地区に特化する可能性もあるのかなという風に考えなくもないなと思います。出来ればこう少人数の方が、少ない方が運営としては行けるかなと思いますので、そこ

は何かそういう、小学校校区の何かそういう言い方がいいのかなあとは思いますが。

堤 委員：私もそれを思っていたのですが、中学校内、言われているように中学校区での代表というのが、果たして、あえて必要かどうかというのが、おそらく例えば、一番広いのが白石中学校区ですけど、ここで例えば北明の方が出た時に、じゃあ極端に言うと北明と須古みたいに、事情が全く異なるようなことを全体エリアとして果たしてどれくらい代弁できるかと言われると、それよりも各小学校区でそれぞれ、そういう方が出られているわけで、おそらく中学校に関することも、それぞれの立場で述べられると思いますので、あまりその中学校区というのが必要かなというのがですね。ここで結局、20名にするのか16名くらいに減らすかで、だいぶ進行の具合が変わってくるのかなというのがあって、ここは非常に大きいところですから。

吉岡課長：わかりました。

稲佐委員：まあ、他の市、町辺りもこういう傾向がどこでも出てきているわけですね。まず、基本的には子どもファーストで考えていかないといけないと思うし、前回の話し合いでも第3条にここに明記されているように、話し合ったことがきちんとここに位置付けられていると思います。ただ、学校運営委員さんところは、色々今数回、年間だいたい3回程度話し合いをされております。私は有明西小学校のここの情報が時々入りますけど、やはり、熱心に取り組んでいらっしゃるし、ここからの推薦する者の11名とトータルで20名ということですけど、やはり各地域からのバランスを考えてると、運営委員会から推薦する11名でいいのではないかなと思います。ちょうど11校ありますから、それでいいのではないかと考えます。それから、一般公募については、一般公募ですから情熱がある方と言いましょうか、それだけ熱意を持っていらっしゃる方に来ていただいた方がいいかなあと思います。保護者ということも出てきておりましたけど、「こんなに忙しい時にこんな会議。」となってもいけないし、情熱を持った方でしたら一所懸命関わってもらえるのではなかろうかということで、そして、白石、福富、有明からということで、これでいいのではないかと思いました。以上です。

下田委員：ここの、委員20名以内で組織しと書いてありますが、柔軟でいいのかなあと思いつつ、これ全部立ち上げると、この枠全部立ち上げると21名になるし、議員さんと教育委員会の必要と認める者とい

うので調整するという話はありませんでしたが、私達がこういうのを作るのは下限も入れるのかなあと考えてみてはいたしましたが、最低これだけ、そして上限20人とか、これは16か17が最低になると思います。が、何名以上何名以内、20名以内というような書き方がもっと分かりやすいのではないかなあという風に思いました。

北村教育長：下田委員さんより下限という明記もどうだろうかということでご提案がありましたけど。

吉岡課長：はい。例規の一般的な作り方としては、あまり下限は、よっぽどのがない時は設けないものでして、下限がないという訳ではなくて、この括弧1号、2号、3号、4号とありますので、公募は別として最低4人はというのが下限という形、例規上の考え方としてそういう形になります。例えば、町議会議員と明記してありますので、町議会議員が空席ではいけませんよというような形。ただ、あとこれは条例ですので、次にもう一つ実際的な要綱等を作る必要がございますので、そこでさっきの右側の黒い文字のところとか、それから各地域とかいうところで、ある程度それから期待するところですけど、校区がいっぱいあった時にどういう順序で選んでいくかということはどうしようかと思っています。

北村教育長：進行の立場からあれですけど、例規委員会に諮って議会に出すということになりますけど、11月のこの会議ではもう、こういうことは間に合いませんよね。もう1回出来ますか？

谷崎課長補佐：11月の22日が例規審査委員会です。

吉岡課長：間に合います。あとで日程調整しますけど。

北村教育長：なかなか、貴重なご意見をたくさん出していただいたので、ちょっと今回限りでは少しと思います。ですから引き続き、よく月の方でももう少し意見をいただければと考えましたが。

吉岡課長：では、もう一度検討してみます。まあ、そういう出来る出来ないに関わらず検討する事項ですけど。ただ、今ありました第3条のゴシック体別書きのところは、例規上問題ありませんので、あとでの運用の部分になります。

松尾委員：そうですね。ここが3名減れば、また上限が減るかなというところでの話です。

吉岡課長：さっき、中学校の話がありました。中学校自体の統合もある訳でして。

堤委員：結局、小学校の代表者も結構そこに絡んできていますので、いいのではという気はしましたけど。

吉岡課長：まあ、絡んではきますね。

松尾委員：数年にわたっての協議ですから。

北村教育長：司会の立場ですけど、中学校についても今後町としての目指す中学校増をどういう風に描くかということを経済の中学校と照らして、建設的なご意見を頂きたいということになると、中学校関係者の方も是非と私は思いますが。今日はこれくらいでよろしいですか。

谷崎課長補佐：今日、貴重なご意見をいただきましたので、また例月の委員会までに再度検討させていただきたいと思います。補足でございますが、委員の20名以内というのは、もちろん18名の場合もありますし、この1号と5号の人数次第ではもちろん、あと一般公募の人数が少ない場合も、公募が少ないという場合も考えられると思いますので、もちろん16名とか17名というパターンはあると思います。

稲佐委員：この文言でいいのではないのでしょうか。

谷崎課長補佐：ありがとうございます。あと、学校運営協議会は、やっぱりいろいろな市町の条例、規則などを見てきましたけど多分ないと思います。学校運営協議会に委ねるというやり方。まあ、学校運営協議会の制度自体がまだ新しい制度ではございます。

稲佐委員：コミュニティ・スクールからの流れで来ているわけでしょう。

谷崎課長補佐：はい。以上、また検討させていただきます。

吉岡課長：それからもう一つ、委員会の名称ですけど統合再編という言葉が入ってないのですが。これは他のところを参考にしております。

谷崎課長補佐：まあ、一般的な学校再編に限っての捉え方だけではないという考え方ではございます。また、再編した後もこの委員会が残っていくと言いますか、その都度、残しながら検討。この学校規模の適正化ということに関して継続していく委員会なのかなとも思いますけど。

北村教育長：また、十数年後のことも。

谷崎課長補佐：他の自治体を見てもと継続的な委員会となっているということですね。

松尾委員：私もそう思います。

吉岡課長：これ作り方としては、もし今度の学校統合再編の件が終わったら、もうこの委員会は、当然委員さんは解任されることにはなりますけど、そういう存在そのものが、委員は居ないけれども委員会はいつでも作れる状態にしておくというのがこの条例です。もし、この学校統合が終わったら、もうこの委員会はいったんなくなりますよという

か、再設置のことはないということで、ちょっと条例の作り方が附則のところ、ここに答申がなされたらこの条例は廃止すると、それから報酬もわざわざここに明記しないで、報酬条例にありますその他の報酬、委員報酬ということといいということになりまして、一応この作り方は、委員さんは解任されても委員会はいつでも設置できる状態という形で作っております。

稲佐委員：条例そのものは廃案しないで継続していくということですね。

吉岡課長：ちょうど今、学校区の通学区域審議会が常時設置はしてないけど条例上はずっとあるというのと同じ状態にしております。

稲佐委員：そうしないと、廃案までしているとまた、立ち上げるのにまた面倒くさいことになりますよね。

谷崎課長補佐：教育委員会の諮問がある場合は、いつでも、また委員さんを委嘱できるというような形です。

北村教育長：はい。それでは、色々なご意見をいただきありがとうございます。それでは、予定の議事を終了したいと思います。

委員全員承認（付議第31号）

5 その他 10:49～

(1) 杵島郡学力向上フォーラムについて

石橋主任指導主事：資料に沿って概要説明。

冒頭教育長の方から説明がありましたが、10月1日付けで当事務局、江北町から各関係学校へ発信されております。随時、保護者、各学校の地域関係者へはこの後通知されていくものと思われまます。町の関係各位へのご案内については、これまで同様、改めて資料にしているチラシを付けて送付させていただき予定でおります。なお、会場が白石町の総合センターとなっております。当日までの事前準備等、白石町含む関係役員による準備もごさいますし、12月2日当日の役割分担等もこの後、詰めていく必要がごさいます。その辺り町関係については、町教育委員会関係で打合せを重ねて詰めていきたいと思っているところです。このように進んでいるということをお含みおきください。

稲佐委員：これは、明日を考える集会と合同にした分ですよね。

石橋主任指導主事：はい。これまで同様の位置づけということで、白石町教育の日ということで位置付けております。

(全委員承諾)

(2) 町内一斉定時退勤日について

石橋主任指導主事：資料に沿って概要説明。

これまで、働き方改革の方向性として、先生方の授業や準備に集中できる時間確保やワークライフバランス等を考えた働き方改革を今叫ばれているわけですが。これまで、この定時退勤日については町内でも学校各自で行ってはおります。ただ、働き方改革に係る検討会等を開いて状況を確認したところ、やはり実施率が出来たり、出来なかったりまちまちで、不十分な点もあるなということを感じております。そこで、ご意見もいただいて、再度町全体としての統一性を持たせて完全実施を目指すということで、立ち上げたものです。あくまで、これは働き方改革の一方法であって、県教委等の方針にもすぐできることは、すぐ実行するようにとというようなこともお示しされておりますので、一つの共通取り組みとして、これから足並み揃えてやっていきたいと考えております。資料にあげている内容、3つが主な内容で、先ほど梅木指導主事の部活動関連の連絡にもありましたとおり、小学校については統一できました。中学校については、4月から現在の曜日で行っているの、今年度いっぱいはこの要望もあり、毎月の第1週の取り扱いについては、月曜日と水曜日でそれぞれ行いという形になっております。ただ、来年度以降については、是非共通の曜日で進めるようにとお願いをしております。この該当日にあたる日は、18時までに退勤、そして、これを開始する日は、もうすでに10月から行っている学校もございますが、一斉に行うのは、来月11月1日の木曜日からスタートということで、既に各学校長にも通知にてお知らせをしております。

(全委員承諾)

(3) 白石町立白石小中学校における子供貯金の取扱い終了について

石橋主任指導主事：資料に沿って概要説明。

委員さん方もご承知のとおり、各学校の場で月に1度JAからお見えになられて、子供貯金の集金をされていたというのは、ご承知いただいていたかと思いますが、実は年度当初から少し相談はあっていしましたが、JAの方から改めて、先月9月25日火曜日の校長会の場で、この取り扱いを終了させていただきたいという、説明がございました。それで、事後となりましたが、関係資料を載せております。主にその理由としては、趣旨に書いてあるとおり、お子様の入学情報等個人情報の問題。あるいは、子ども達が学校へ持参するという、その金銭取扱いに関するトラブル等も今後も懸念される。

あるいは、各ご家庭のそれぞれのご事情。かなり、それぞれになってきており、一斉に取り組みを行うというのが厳しい状況であるということ、説明をいただいています。それで、この貯金の方を今年12月まで預かりはされるということですが、明けて1月以降にこれを、それぞれの支所に出向いていただいて、払い戻し期間ということで、学校での取り扱いを一切廃止するという方向になっております。概要はそのような中身になります。なお、資料に付けております文章は、保護者宛てということで、それぞれの支所に応じて、この後、保護者宛ての通知も出されるということで参考として載せております。

(全委員承諾)

(4) 問題行動月別報告(9月分)について

梅木指導主事：資料により詳細説明。

いじめに係る報告として、9月は1件。資料の小学校の7番が覚知、認知としてあがっております。保護者からの連絡を基に、冷やかしさからかい、言葉による嫌がらせについて、あがっておりました。早急に学校の方も事態を把握した後に、聞き取り調査等やその報告等を行い、対応していただいております。現段階では、引きずることなく生活が出来ているということの報告を受けております。この資料を作成した後でしたが、資料の小学校の3番、4番の2件につきましては、3か月たった今も特別落ち着いた状況で出来ているということで、解消の報告を受けております。同じく資料の中学校1番につきましても解消の報告を受けているところです。資料の小学校の3番、4番、中学校の1番、解消の見通しが立っているということで連絡を受けております。不登校にかかる資料ですが、小学校、中学校とも新たな報告は受けておりません。小学校におかれましては、月の休みに関しましては、どのお子様もゼロですが、登校渋りというのがまだ、完全と至ってはいません。完全不登校者ゼロ、30日以上欠席者もゼロということです。改善の見通しが立っているお子様が2名となっております。中学校においては、完全不登校が5件、30日以上欠席者は、やはり今月少し増えております。12名です。一方で、改善傾向にあるお子様も7名ということで、少し欠席数が減っているとか、登校が出来ているという風な報告も上がっております。9月に入り適応教室「あい」の方に入室が3名増えております。中学校2年男子生徒、2年女子生徒、小学校6年生の女子児童が正式入室ということになり、入室を行っております。

現在計7名のお子さんが、適応教室の方を活用されております。問題行動については、9月分はあがってきておりません。以上報告します。

稲佐委員：これは、直接行政の方になるか分かりませんが、コンフォート「あい」の専門職員と言いましょうか、他の市町は、毎回、毎年採用試験ではありませんが、そういったことをしております。ところが、本町は、「あなたお願いします」と言ったら、その人がずっとしているわけですね。その辺の基準はないのですか。嬉野市あたりは試験をしています。毎回。同じ人がやっているけど毎年試験をしています。

吉岡課長：すみません。ちょっと承知しておりません。

北村教育長：決めていませんね。職員の採用については。

稲佐委員：まあ、だいたい学校の先生あがりとかそういう方。

北村教育長：教育長が頼んだ方という形の選出で来ております。

稲佐委員：だいたい、教育相談等も本当は継続的な相談研修等々を受けた先生であればいいのですが、ただ学校の先生をしていたからなっってくださいでは、ちょっとあれかなあと思います。嬉野市あたりは、そこら辺はきちんとなされているようです。

吉岡課長：ちょっとその辺り研究してみます。

(全委員承諾)

(5) 第71回県民体育大会(白石町競技開催)について

千布課長：資料(競技種目・日程・会場一覧)により詳細説明。

(全委員承諾)

(6) 11月行事予定表

川畑係長：資料により説明。

千布課長：私の方からもお願いでございます。先ほど川畑係長からも少し説明がありましたが、23日金曜日、さが維新博の白石町の日となっております。県立図書館の前、市村記念体育館の芝生のところですが、そこが会場となります。広報誌の方にも載せておりますが、県内の全市町が、それぞれの市町をPRするためのイベントを行うようになっております。11月23日が白石町をPRする日でございます。色々な模様しものをする予定ですので、ぜひお越しいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

北村教育長：当日は、10時からですね。

千布課長：はい。10時からです。

堤委員：何を予定されていますか。

千布課長：オープニングが福富太鼓で幕開けをして、子ども達のキッズダンスとか、楽器の演奏とか色々な出し物で、あとは餅投げ、餅振る舞いとか、長浜の獅子舞です。
(全委員承諾)

次回定例教育委員会 平成30年11月20日(火) 9:30

吉岡課長：ちなみに、この20日火曜日がなんでも鑑定団の出品応募期限となっております。昨日、総文祭で有明のふれあい郷自有館に行きましたら、ふれあい財団の方からなかなか集まっていない。是非職員に呼び掛けてくださいとのことでしたので、お願いします。

堤 委員：20日が締め切りですか。

吉岡課長：20日が応募締切です。

松尾委員：行事予定の中で、小学校の催しがありますが、時間とかがわかれば非常に助かるなと思いますが。

北村教育長：各小学校の祭りとかの行事ですね、一覧表でもあれば。

松尾委員：開始の時間だけでもわかれば、その時間に合わせていける時には行きたいと思います。

川畑係長：はい。時間の確認をしまして、後もってファクシミリ等でお流しする形でいいでしょうか。

松尾委員：口頭でも全然かまいません。

6 閉 会 11:02

吉岡課長